

平成 29 年
第 12 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 29 年 12 月 27 日（水） 午後 2 時～

2. 場 所 穎娃保健センター

3. 出席委員（ 18 人）

会長 1 番 寶代 行廣

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番 栗ヶ窪 和治 4 番 下之門 信洋 5 番 宮原 耕一

6 番 東 鈴子 7 番 田中 司 8 番 君野 潤二

9 番 松村 孝徳 10 番 吉崎 久男 11 番 菊永 多佳子

12 番 宮原 俊郎 13 番 徳永 映子 14 番 松永 正美

15 番 東垂水 勝秀 17 番 梶山 俊孝

18 番 栢木 いさ子 20 番 月野 貴大

4. 欠席委員（2 人）

16 番 永山 明美 19 番 大隣 初美

5. 議 題

○ 開会の宣告

○ 会長諸般の報告

○ 事務局長諸般の報告

○ 開議の宣告

○ 日程第 1 会議録署名委員の指名

○ 日程第 2 会期決定の件

○ 日程第 3 議案審議に係る通知事案について

○ 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について

○ 日程第 5 議案第 75 号 農地所有適格法人の認定について

○ 日程第 6 議案第 76 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定について

○ 日程第 7 議案第 77 号 農地法第 5 条による農地転用許可後の事業計画変更に対する承認について

○ 日程第 8 議案第 78 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について

○ 日程第 9 議案第 79 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について

○ 日程第 10 議案第 80 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について

○ 日程第 11 その他

○ 閉議の宣告

○ 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己

農政係長 加治佐和彦 係員 松元 久美 川原 三健

農地係長 上野 誠 係員 川畑 和成 橋村 将平

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。

「一同 礼」

ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。永山 委員と 大隣 委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 18 名で、会議の定足数に達しております。

これより平成 29 年第 12 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず、会長諸般の報告でございますが、議案資料の 86 号を閲覧いただきたいと思います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きまして、事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう

議 長 只今の会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願

いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定によ14番 松永 委員、15番 東垂水 委員を指名し、会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日12月27日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。3件からになります。農用地利用集積計画による通知事案ですが、17件の合意解約がなされました。うち議案審議に係る分が8件です。内容は、賃貸人が鹿児島市の〇〇〇〇さん、賃借人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、ほかの申し入れです。解約の主導は、借り人主導によるものが9件で、貸し人主導によるものが8件となっております。詳細は4・5ページをご覧ください。地目ごとの内訳は、田が6筆で6,584㎡、畑が16筆28,581㎡、合計22筆35,165㎡の合意解約となります。地域別では、穎娃地域4件、知覧地域9件、川辺地域4件となっております。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

今市委員 16番の解約の理由に、貸人主導で契約に同意できないためとありますが、どのような理由ですか。

農地係長 借り人が、お茶を抜根して新たに植え替えることに同意できないとのことでした。

今市委員 実は、これは私が取扱ったのですが、境界を言われていたがいかがですか。

農地係長 貸人からの申し出で今回の解約となりました。境界問題などもあったかもしれませんが、貸人からの申し出による解約という事です。

今市委員 分かりました。

議 長 他にありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 それでは、資料は8ページからになります。今回新規で認定されたのは2件です。再認定が17件あります。

まず、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、組合として組合員4名により、面積84haのデントコーン（家畜用トウモロコシ）の植付・収穫の受託を行っています。今後、組合員以外の受託も行い、酪農農家の所得の安定を目指したい考えです。経営改善目標を達成するために、近代化資金や補助事業を活用し作業用機械の整備を行いたい考えです。

次に、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんと〇〇さん親子です。これまで主に〇〇地域で、妻と2人で1.45haの茶園と1.54haの甘藷の経営を行っていました。今後、後継者の経営参加に伴い、規模の拡大と機械の導入、農地の連担化及び優良品種への転換を図り、経営の安定と生産方式の省力化を進めたい考えです。経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地のあっせんや、経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金を活用した圃場管理機械等の導入を希望しております。

議 長 只今、事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。
まず、日程第5 議案第75号 農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長 それでは、農地所有適格法人の承認について説明いたします。今回は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんの案件です。法人の事業内容としましては、農産物の生産・加工・販売及び貸農園の運営並びに農園休憩宿泊所等の経営等で、会社設立は平成29年10月、構成員は3人となっています。資本金の額は950万円で、経営計画書にありますように、今後農地を取得し、40,000㎡の経営面積になります。農地所有適格法人は「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「業務執行役員要件」の4つの要件を全て満たさなければなりません。「法人形態要件」については、株式会社です。「構成員要件」については出資者3人で、常時従事する農業関係者が総議決権の2分の1を超えております。「事業要件」については、農産物の生産・加工・販売等が主な事業となっております。「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業・農作業に従事します。

以上、全ての要件を満たしていることをご報告いたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

東 委員 この事業について代表が〇〇さんになっていますが、この後ろに大きな企業が付いているという事は無いのでしょうか。

農政係長 今回、申請されたのは〇〇〇〇という事で記載の通りの内容なのですが、他にも多方面にわたって業務を展開しているようです。

東 委員 事業計画では29年度7500本のバナナが生産され、1本400円することは間違いないのですか。

農政係長 事業立ち上げが10月で、その後1年間の事業計画と認識しています。また単価400円のバナナについては、こちらも気になりましたので調べてみましたが、今後外国産のバナナの入荷が減少し、国産の高品質のバナナが高値で販売されるとありますのでそれを見込んだ単価だと思います。

東 委員 分かりました。

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 75 号に係る案件については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第 75 号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議 長 次に、日程第 6 議案第 76 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。

まずもって現地調査員の報告をお願いいたします。まず、川辺地区調査委員お願いします。

東 委員 12 月 15 日、徳永 映子 委員、事務局及び関係者立ち会いのもと、現地調査をおこないましたので、ご報告いたします。

20 ㊦、番号 1 番です。申請人は、大島郡伊仙町の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、ほか 1 筆、畑の 1,390 m²です。変更理由は、申請人は畜産農家であり、申請地の隣接地で牛 20 頭を飼育しています。申請地を譲り受けて牛の運動場として整備しようとするもので、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」となっております。現地の場所は、川辺庁舎から〇〇に〇〇km の〇〇集落の〇〇付近に位置します。詳細は、議案資料の 21 ㊦から 23 ㊦の地図をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等にも支障を及ぼす恐れもないものと判断しました。代替地については、施設の性質上、既存の畜舎に近い場所が不可欠であるため、他に求めるものではありません。このことから、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」については、やむを得ないものと判断しました。なお、同時に農地法第 5 条の転用許可申請が提出されておりますので、のちほどご審議していただきます。

現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。

これらの条件につきましては、現地調査員の報告のとおりであります。また、土地改良事業等については、実施されておられません。このことから、農用地から農業用施設への用途区分変更は、やむを得ないものと判断されるところです。

以上で、補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

今市委員 22ページの地図で〇〇が畑になっているのですが、ここまででしなかったのでしょうか。

農地係長 今回は、ここまでの2筆という事です。

今市委員 分かりました。

議 長 他にありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第76号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第76号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第7 議案第77号 農地法第5条による農地転用許可後の事業計画変更に対する承認についてを議題とします。事務局に提案説明をいたさせます。

農地係長 25ページ、審議番号1番について説明いたします。申出者は、三重県四日市市の〇〇〇〇です。申出者は、太陽光発電事業を営んでいます。当初計画地に含まれていた申請農地1筆が未相続地であったため、その筆を除いた計画で平成28年12月に太陽光発電施設を建設するため農地法第5条の転用許可を受けています。今回、申請農地の相続手続きが完了したので申請農地1筆を加え、太陽光発電施設を建設するも

のです。許可を受けた計画は、畑9筆8,696㎡、山林6筆13,894㎡、雑種地1筆287㎡の全体面積22,877㎡を一体として、太陽光発電施設（パネル4,992枚、1,372kw）を建設するものでしたが、これに申請農地1筆を加え、全体面積24,265㎡を一体として太陽光発電施設（パネル5,556枚、1,527kw）を建設する計画となります。現地の場所は知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇〇〇の〇〇付近に位置します。詳細は、議案資料の26頁から28頁の地図をご覧ください。斜線部分が今回追加した申請農地です。後ほど、新たに追加した畑については、5条申請でご審議していただきます。

以上で説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第77号に係る案件については、申請どおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第77号に係る案件については、申請どおり承認することに決定されました。

議 長 次に、日程第8 議案第78号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明をいたさせます。

農地係長 それでは、農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。30頁からになります。今回の申請は、所有権移転9件で、譲渡人は兵庫県伊丹市の〇〇〇〇さん、譲受人は頰娃町〇〇の〇〇〇〇さん、ほかの申請であります。内訳は、田が2筆で2,022㎡、畑が筆で5,553㎡、合計10筆7,575㎡となっています。理由は、1番から5番と7番が相手方の要望、6番が知人より、9番が伯父より受贈、ほかは規模拡大によるものとなっております。土地の取引価格につきましては、10aあたり、田が286,800円で、畑が192,000円から651,600円で売買される予定です。地域別では、頰娃2件、知覧5件、川辺2件でございます。法第3条第2項各号の判断については、31頁から35頁の調査書のとおり

りでございます。

以上の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第78号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第78号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第9 議案第79号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告を求めます。まず、所有権移転の北部地区分3件の報告をお願いします。

徳永委員 まず37頁、審議番号1番について、譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇です。譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、ほか1筆、田の1,946㎡です。申請人は水産業を営む法人であり、申請地は山林に囲まれ、脇に清流があり養殖業に最適であるため譲り受けてナマズの養殖場として整備するものです。なお、申請地は譲渡人より平成20年からどじょう養殖場として利用されてお

り、

始末書が提出されています。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の39・40頁の地図をご覧ください。申請地の東側と西側の一部が田に、ほかは水路に接しています。現状のまま利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は水路に放流し、日照通風等については養殖池としての利用であり影響を及ぼす恐れはなく、このことから、養殖場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号3番について報告いたします。譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇

さんです。譲渡人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、ほか1筆、畑の389㎡です。申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅とその通路を整備しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇mの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の44・45ページの地図をご覧ください。申請地の西側は畑に、東側は畑と通路に、北側は宅地に、南側は雑種地に接しています。現状のままで利用しますが、境界をブロック積みとするので土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽で処理後道路側溝に放流します。日照・通風等については、建築高を6m程度とし緩衝地を設けるので、影響を及ぼす恐れはなく、このことから、一般住宅と通路への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

東 委員

8ページ、審議番号4番です。先ほど農振の番号1番で、ご審議して頂いた分です。譲受人が、大島郡伊仙町の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇、ほか1筆、畑の1,390㎡です。譲受人は畜産農家であり、申請地の隣接地で牛20頭を飼育しており、申請地を譲り受けて牛の運動場として整備しようとするものです。現地の場所は、先ほど説明しましたので省略致します。詳細は、議案資料の46・47ページの地図をご覧ください。申請地の西側は畜舎に、東側は道路に、ほかは畑に接しています。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝に放流し、日照・通風等については、牛の運動場としての利用であり影響を及ぼす恐れはなく、このことから、牛の運動場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

議 長

次に、南部地区分1件について報告をお願いします。

栢山委員

所有権移転の審議番号2番について、譲受人が、三重県四日市市の〇〇〇〇です。譲渡人が、岐阜県美濃加茂市の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の1,388㎡です。譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、当初計画地に含まれていた申請農地1筆が未相続地であったため、その筆を除いた計画で、平成28年12月に太陽光発電施設を建設するため、農地法第5条の転用許可を受けています。今回、申請農地の相続手続きが完了したので、申請農地1筆を加え、太陽光発電施設を建設するものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇の〇〇付近に位置します。詳細は、議案資料の41ページから43ページの地図をご覧ください。申請地の東側と北側は太陽光発電施設の計画地に、他は水路に接しています。最高4mの盛土と最高2mの切土を行いますが、のり面保護をし、防護柵を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は調整池を設け水路へ放流します。日照・通風等については施設高1.8m程度とするので影響を及ぼす恐れはなく、このことから、太陽光発電施設への転用は、やむを得ないものと判断い

たしました。

現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしく願ひいたします。

議 長 次に、使用貸借権設定の潁娃・知覧地区分2件について報告をお願いします。

栢山委員 次に、53 ㍿、使用貸借権設定の審議番号1番です。借人が、潁娃町〇〇の〇〇〇〇〇さんです。貸人が、潁娃町〇〇の〇〇〇〇〇さんです。申請農地は、潁娃町〇〇、畑の272㎡です。申請人は現在妻の実家住まいで手狭になってきたことから、申請地を父親から借り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、潁娃庁舎から〇〇に〇〇mの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の54・55 ㍿の地図をご覧ください。申請地の北側は水路を挟んで道路に、西側と南側は貸人の畑に、東側は畑に接しています。現状のままで利用し、よう壁を設けるので土砂等が流出する恐れはなく、雨水は水路へ放流し、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理後水路に放流します。日照・通風等については、平屋建てで緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れもなく、このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号2番です。借人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇〇です。貸人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の684㎡です。申請人は養蜂業を営んでおり、自宅と店舗に接し利便が良い申請地を借り受けて農業用倉庫を建築しようとするものです。なお、申請地は、平成27年に雨水対策で砂利を敷き詰めて整備しており、始末書が提出されております。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の56・57 ㍿の地図をご覧ください。申請地は、西側は水路を挟んで畑に、他は宅地に接しています。現状のままで利用するので土砂等が流出する恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は集落下水道へ放流します。日照・通風等については3m程度の緩衝地を設けるので、影響を及ぼす恐れはなく、このことから、農業用倉庫への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしく願ひいたします。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 まず、所有権移転の審議番号1番から4番について補足説明いたします。

立地基準ですが、審議番号1・2番については、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。審議番号3番は、申請農地は、都市計画法で「第1種住居地域」として用途区域が

定められていることから、第3種農地の「都市計画用途区域内農地」と判断されます。審議番号4番は、農用地区域内農地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供することから「農用地利用計画指定用途」に該当します。

続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、審議番号2・3・4番の申請者は、過去に違反転用等を行ったことが無く、審議番号2・4番は、必要な資金を自己資金で賄う計画で、3番は全額融資で賄う計画で申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。審議番号1番は、平成20年から譲渡人が「どじょう養殖場」として整備されており、始末書が提出されています。転用行為の妨げになる者は、審議番号1番から4番とも農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、審議番号2番については、経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書と九州電力からの接続検討回答書が添付されており、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。あとは、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も審議番号1番は転用済みであり、ほかも確実であると思われます。これらのことから、審議番号1番の養殖場へ、審議番号2番の太陽光発電施設へ、審議番号3番の一般住宅と通路へ、審議番号4番の牛の運動場への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に53番、使用貸借権設定の審議番号1番、2番について補足説明いたします。立地基準ですが、審議番号1番は、都市計画法で「第1種中高層住居専用地域」として用途区域が定められていることから、第3種農地の「都市計画用途区域内農地」と判断されます。審議番号2番は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については、審議番号1番は、自己資金及び身内からの援助で、審議番号2番は自己資金及び融資で賄うまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、審議番号1番、2番とも農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、審議番号2番は特に必要ありません。審議番号1番は南薩土地改良区の畑かん2工区内農地であり意見書は本人へ交付予定です。またいずれも許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、審議番号1番の一般住宅へ、審議番号2番の農業用倉庫への転用はやむを得ないと判断するところです。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

吉崎委員 審議番号1番ですが、水産物養殖業をやっていて平成20年度から事業をやっている始末書が入っているのですが、この方は他の地域でも、この様な事業の実績があるのでしょうか。

農地係長 確認しておりません。

吉崎委員 代表はどなたですか。

農地係長 ○○○○さんで、外国の方です。

事務局長 補足いたします。私が聞いている限りでは、知覧のお茶農家の娘さんのお婿さんで、この方が、ドジョウの養殖を行い県内の飲食店に販売し軌道に乗ってきていると聞いています、そこで今回ナマズをはじめられたのではと考えています。

吉崎委員 分かりました。

議 長 他に質問等はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第79号 農地法第5条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第79号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第10 議案第80号 農業経営基盤強化促進法第18第1項及び20条2の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長

農業経営基盤強化促進法 第18条 第1項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。59 号からになります。

まず、「所有権移転」についてですが、譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲受人は、頴娃町〇〇の〇〇〇〇さん、ほか6件であります。理由は、規模拡大によるものが6件、農地売買等事業によるものが1件となっております。地目の内訳は畑が13筆の25,814㎡であります。申請農地の取引価格については、10aあたり469,238円から739,645円で売買される予定です。地域別では、頴娃4件、知覧2件、川辺1件となっております。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。62 号からになります。利用権を設定する者は、京都府の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、頴娃町〇〇の〇〇〇〇さん、ほか75件になります。設定面積は、田が45筆で28,612㎡、畑が87筆で135,017㎡の合計132筆の163,629㎡になります。地域別では、頴娃が11件、知覧が49件、川辺が16件、合計76件となっております。

次に、「貸借利用権の転貸権設定」であります。75 号からになります。利用権を設定する者は、川辺町〇〇の〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者は、川辺町〇〇の〇〇〇〇になります。設定面積は、田が2筆の3,196㎡になります。地域別では川辺1件となっております。

次に、「使用貸借権設定」の設定であります。77 号からになります。利用権を設定する者は、頴娃町〇〇の〇〇〇〇さん、頴娃町〇〇の〇〇〇〇さん、ほか12件になります。設定面積は、田が8筆の8,707㎡、畑が63筆の91,624㎡の合計71筆、100,331㎡になります。地域別では、頴娃4件、知覧7件、川辺2件、合計13件となっております。

以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長

只今、説明のありました案件について審議をお願いいたします。質問、ご意見はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第80号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び20条2の規定による農用地利用集積計画に係る案件については、申請どおり全案件、適当意見とすること

に、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 80 号の案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 次に、日程第 11 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 今後の日程について連絡する

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成 29 年第 12 回南九州市農業委員会を閉会いたします。
全員ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後 時

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 14 番 _____

会議録署名委員 15 番 _____

会 長 引き続き農業委員・最適化推進委員合同研修会をおこないます。
まず初めに、先の研修会で農地の売買、賃貸借等について法的な仕組みがよく解らないとのご意見がありましたので、農地法（3条、所有権移転と賃貸借等）と基盤強化法の利用権設定の法的な違いと、中間管理機構の取り扱いについての研修会を開催いたします。
（研修会開催：農地の売買、賃貸借等について法的な仕組みについて研修後、今後の取組について班ごとに打合せを行う）

会 長 以上で合同研修会を終了いたします。